

堺市立総合医療センターにおける
手術部門患者情報システム調達（更新）及び保守業務
仕様書

本仕様書は、地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「本法人」という。）が発注する「堺市立総合医療センターにおける手術部門患者情報システム調達（更新）及び保守契約（以下「本契約」という。）」に適用する。

1. 調達物品およびシステム要件

- (1) 現在稼働中の株式会社フィリップス・ジャパン社製手術部門システム「ORSYS」（以下既存システム）のアプリケーション及び全ての過去データを本調達のサーバへ移設すること。
- (2) 既存システム要件、及び調達物品については別紙1「手術部門患者情報システム調達にかかる物品名及び構成内容」に従う。
- (3) 別紙2「接続機器一覧」にあげる既存システムと接続されている病院情報システム、医療機器等は現状と同じように連携させること。

2. 納入場所

堺市立総合医療センター

3. 納入期限

令和2年2月29日

4. システム稼働、検収、保証

令和2年2月1日までのシステム稼働を予定し、前記3の納入期限までに検収を完了すると共に、当該期限までに発生したシステムトラブルや稼働後のシステム調整について保証すること。なお、システム稼働予定日を遅延する見込みがある場合は、迅速に本法人担当者へ報告・協議を行うこと。

5. 保守

本調達におけるシステム・物品の保守を7年間含めること。保守内容は別紙3「保守仕様書」に従う。なお、保守契約は年毎の完了払いとする。

6. 成果物

本契約において必要となる各種図書の作成を行い、以下に示す図書を成果物として提出すること。

	ドキュメント	媒体
1	納品書	紙
2	計画書	紙と電子
3	電子カルテシステムとのデータ連携定義書	電子
4	操作マニュアル	電子
5	保守マニュアル（管理者用）	電子

7. その他

(1) 守秘義務

受注者は、業務上知り得た全ての情報を、契約終了後においても第三者に開示または漏洩してはならないものとする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、個人情報に関する法律、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を遵守し、個人情報を適正に扱うこと。

(3) 安全作業義務

受注者は、安全には十分に配慮して作業を行うこと。

(4) 廃棄物の処理

受注者は、作業により発生した廃材等は関連法規に基づき、適正に処理すること。

(5) 受注後の留意事項

ア 法令を遵守し、本法人にとって最適なシステムとなるよう業務を遂行すること。

イ 本契約の履行にあたっては、本法人に必要な報告を行い、確認及び了解を求めることについて、遺漏なきよう対応すること。

ウ 本仕様書に定めのない事項についても、本契約に関連する費用は原則受注者が負担すること。

(6) 疑義等

本仕様書に特に定めのない事項については、協議の上決定するものとする。